

「アートで結ぶ和歌山市」公募要項

1. 募集内容

和歌山市観光協会が、和歌山市内各地にアート作品を設置（展示）することで新たな観光資源を作り出し、観光誘客並びに観光客の滞在期間の長期化を図り、観光地周辺での消費活動増進を目的とした事業「アートで結ぶ和歌山市」の実施にあたり、設置（展示）するアート作品を募集します。

令和3年度は、和歌山市和歌浦地区に設置する作品を募集します。

2. 応募資格

- (1) 募集内容に記載の当事業の趣旨を理解していること。
- (2) 和歌山市とゆかりのある個人または団体であること。
- (3) 和歌山市観光協会及び設置場所の所有者・管理者と打ち合わせを行い、令和4年2月28日までに作品を所定の場所に設置できること。
- (4) 応募者が未成年の場合、必ず親権者が当要項を確認のうえ応募に同意すること。

3. 採用数

仕様書に示す各設置場所につき1作品

4. 制作補助費

- (1) 採用作品には300,000円を上限に制作補助費を支給します。
- (2) 制作補助費の額は応募者提出の予算案見積書により決定します。
- (3) 和歌山市観光協会が支給する費用は制作補助費のみとなります。
- (4) 制作補助費は原則として、作品設置後に支給します。
- (5) 作品制作においてやむを得ない事由があると認められる場合は、制作補助費を作品制作前に支給することができます（審査あり）。
- (6) (5)の規定により作品設置前に制作補助費の支給を受けた場合、作品設置後に制作に要した費用を確認し、未使用額があると認められる場合は精算（返金）処理を行います。

5. 提出物

- (1) 応募用紙（別紙様式1）
- (2) 作品提案書（作品タイトル、コンセプト、内容、制作方法、素材、サイズ、制作スケジュール、その他ドローイング・模型写真・図・版画などを使用して作品をわかりやすく表現したもの、和歌の浦温泉萬波及びシーサイド観潮については、設置する場所を提案すること。いずれも様式不問）
- (3) 見積書（様式不問）
- (4) 未成年者同意書（別記様式2 応募者が未成年の場合）

6. 規定・条件

- (1) 作品の大きさ・重量等は設置場所毎の各仕様書によります。
- (2) 設置場所の所有者・管理者との打ち合わせにより仕様変更が必要となる場合があります。
- (3) 設置場所が本来有する機能を損なわないものであること。
- (4) 作品設置後も地域住民と共に作品の維持管理の協力は惜しまないこと。

7. 応募受付期間

令和3年10月18日(月)～令和3年11月17日(水) 17時必着

8. 応募方法

当要項に定める提出物を、和歌山市観光協会に送付、もしくは持参する。

9. 審査

提出物による書類審査を行う。

10. 審査発表

審査結果は、令和3年12月上旬に応募者全員に通知の予定です。

11. 権利等

- (1) 作品の所有権は和歌山市観光協会または設置場所の所有者・管理者に帰属します。
- (2) 設置場所の改修工事や取り壊し、所有者の変更など設置場所の所有者・管理者の都合により完成後に作品が撤去される場合があります。
- (3) 作品の著作権は応募者に帰属します。
- (4) 作品のドローイング、写真等は、和歌山市観光協会が必要と判断した広報物に無償で使用する場合があります。
- (5) 作品をモチーフとした製品を制作する場合は別途協議により決定します。

(別紙様式1)

「アートで結ぶ和歌山市」応募用紙

作品タイトル	
応募団体名または アーティスト名	
フリガナ	
氏名 (団体の場合は代表者名)	
年齢	歳 (年 月 日生)
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
和歌山市とのゆかり や想い等を記入して ください。	
アーティストとして の活動経歴等	

(別紙様式2)

未成年者同意書

私は応募者の保護者として、公募要項及び仕様書の内容を承認の上、応募に同意します。

応募者欄

フリガナ	
氏名	
年齢	歳 (年 月 日生)
住所	〒

保護者欄

フリガナ	
氏名	
続柄	
年齢	歳 (年 月 日生)
住所	〒
電話番号	

※ 確認の為、ご連絡させて頂く場合がございます